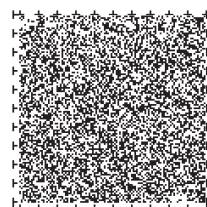


第7期海田町障がい福祉計画 第3期海田町障がい児福祉計画 概要版

令和6年3月
海田町

この冊子には、音声コードが右ページの右下、左ページの左下に印刷されています。
スマートフォン専用アプリ「Uni-Voiceアプリ」で読み取ると、内容を音声で聞くことができます。
音声コードの位置を把握できるよう、コードの横に半円の切り欠きをほどこしています。

Uni-Voice



計画策定の趣旨

「第7期障がい福祉計画」と「第3期障がい児福祉計画」(以下「本計画」)は、前期計画(令和3年3月策定)における取組を見直し、アンケート結果に基づく町民の意識やニーズ、関係機関の意見を踏まえ、変化する社会環境に対応し、策定したものです。

だれもが住み慣れた地域で自立して暮らし続けることのできる環境の実現に向けた取組を総合的・計画的に進めていくために、推進体制の充実を図り、町民や事業所、支援団体の皆さんと行政が一体となって計画を推進します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和6～8年度とします。

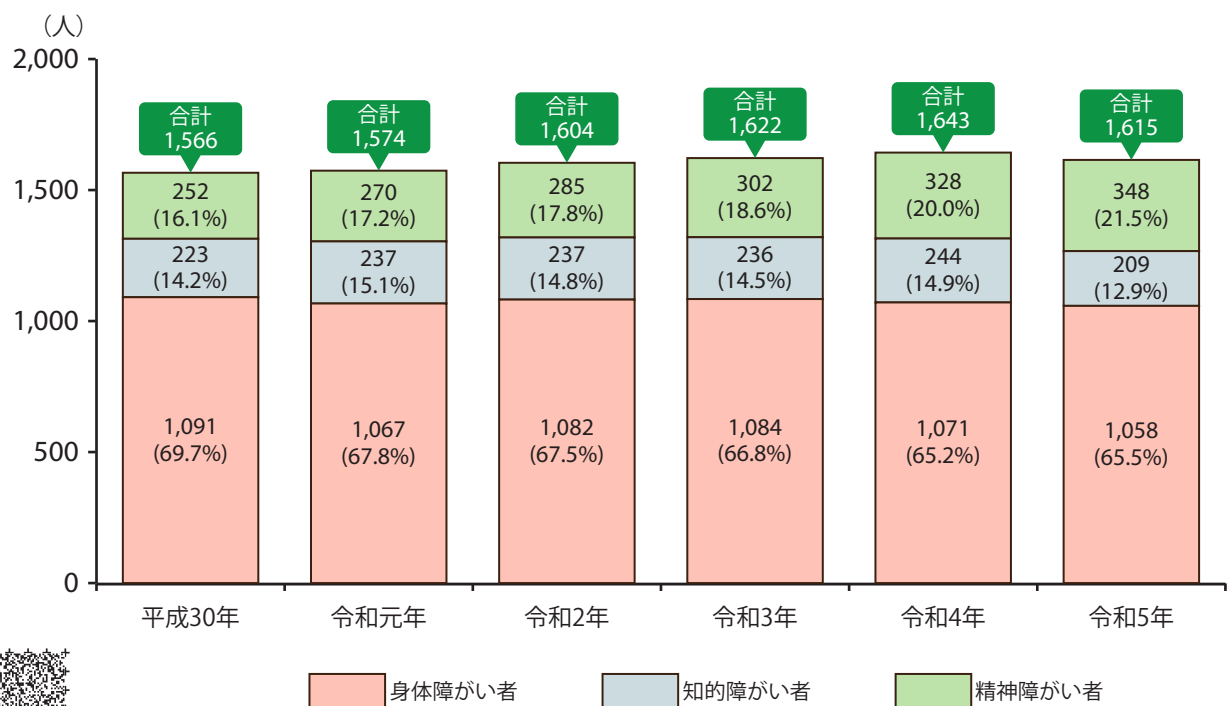
計 画		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者基本計画	「障害者基本法」の規定に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画	第3次								
障がい福祉計画	「障害者総合支援法」の規定に基づく「市町村障害福祉計画」で障がい者のための実施計画	第6期		第7期			第8期			
障がい児福祉計画	「児童福祉法」の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」で障がい児のための実施計画	第2期		第3期			第4期			

※ [] は、今後策定予定の計画

障がい者を取り巻く状況

本町の障がい者(児)は、増加傾向で推移しています。

身体障がい者と知的障がい者は、増減を繰り返し推移していますが、精神障がい者は平成30年から増加し続けています。



※障がい者数は、各年4月1日時点(海田町社会福祉課調)

※身体障がい者は身体障害者手帳所持者、知的障がい者は療育手帳所持者、精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳所持者とした。

計画の取組方針

本町における障がい者の状況、障害福祉サービス等の利用状況、障がい者の福祉ニーズ等の把握などを踏まえて課題を抽出するとともに、課題解決に向けた取組方針を立てました。

取組方針 1 障がいと障がいのある人への理解の促進

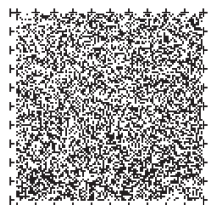
- イベントや広報紙、ホームページなど、様々な場面・媒体を通じて、障がいや障がい者に関する情報発信と周知・啓発を推進するとともに、地域住民の福祉意識の醸成に向けた福祉教育の充実を図ります。
- 誰もが地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いなどが確保された体制の構築を目指します。
- 障がい者が安心して暮らす権利を侵害されないよう、成年後見制度等の利用の促進に関する取組を進めるとともに、障がい者の虐待防止の観点から、関係機関と連携した支援体制の強化や障がい者の虐待防止の促進に関する周知・啓発を推進します。
- 企業に対し、障がい者の雇用促進と理解を図り、障がい者の雇用と働きやすい職場環境の創出に取り組みます。

取組方針 2 障がいのある人の自立と就労、社会参加の促進

- 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の推進により、一般就労への移行と定着を支援します。また、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう支援する新しいサービス「就労選択支援」に関する情報提供も行っていきます。
- 障害者就業・生活支援センター、学校、事業所等と連携し、障がい者の就業、生活に係る支援を行います。
- 「海田町くらしの安心・サポートセンター」の周知、活用を図ります。
- 短時間労働、ICTを活用したテレワークの導入など、柔軟な働き方の普及を図ります。
- 情報通信ネットワークや広報紙・回覧板など様々な媒体を利用し、障がい者に必要な情報や社会参加につながる情報を発信します。
- 外出支援の充実を図り、芸術及び文化活動、スポーツ活動等に参加できる機会を確保します。
- すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するため、情報アクセシビリティに配慮した環境づくりに取り組みます。

取組方針 3 障害福祉サービスのニーズへの対応

- 地域生活支援拠点等を整備し、地域の支援ニーズを把握していきます。
- 子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野の複雑化・複合化した課題に対応するため、関係機関との連携を深め、効果的に支援ができる体制をつくります。
- グループホームや障害福祉サービスの提供体制の充実により、入所施設から地域生活への円滑な移行を支援します。
- 読書バリアフリー法を踏まえた視覚障がい者等の読書環境の整備に努めます。
- 相談支援専門員の確保、相談支援の質の向上、提供体制の確保に努めます。
- 障がい者の日常生活を支える地域生活支援事業について、内容を充実させていきます。
- 年齢や障がいの程度に関わらず、高齢者や障がい者が共に利用できる「共生型サービス」の提供事業所の確保に努めます。



取組方針 4 障がい児に対する支援の充実

- 「かいた版ネウボラ」をはじめ、保健、福祉、医療、保育、教育等の関係機関と連携し、総合的な支援体制の構築に取り組みます。
- 地域全体の障がい児支援の質の向上を図るため、児童発達支援センターの整備を検討します。
- 保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等を実施します。
- 医療的ケア児の支援のため、保健、福祉、医療、保育、教育等の関係機関等で構成する協議の場を設置します。
- 幼児期からの地域社会へのインクルージョンを推進し、様々な遊び等を通じて、それぞれの子どもが互いに学び合う環境を構築します。

取組方針 5 発達障がいに対する支援の充実

- 保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等を実施します。
- 巡回支援専門員による巡回相談の実施について検討を行います。

取組方針 6 相談支援体制の充実

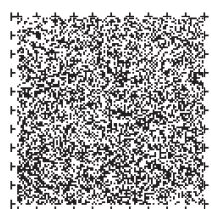
- 複雑化・複合化した課題を把握し、障がいのある人やその家族に適切な保健、医療、福祉サービスにつなげていきます。
- 地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指します。
- 町職員等に対する研修等の実施により、相談業務の質の向上、人材の育成等を図ります。
- 障害福祉サービス等の利用には、状況や希望を勘案し、適切なサービス等が提供されるよう、相談支援事業所の利用を促します。

取組方針 7 精神障がい者に対する支援の充実

- 精神障がい者に対する適切な地域移行・地域定着支援への取組を強化するとともに、関係機関と連携して重層的な支援体制を構築します。

取組方針 8 障がいのある人の家族や支援者等への支援

- 複雑化・複合化した課題を把握し、障がいのある人やその家族に適切な保健、医療、福祉サービスにつなげていきます。
- 障がい者(児)及びその家族が気軽に立ち寄り、交流等のできる場の確保を図ります。
- 支援を必要とする利用者やその家族が適切なサービスを利用できるよう、質の確保に留意しつつ関係機関等と連携し、ニーズの拡大に対応したサービス量の確保を行います。
- 障がい者だけでなく、障がい者を支える人や団体等との関係を維持し、状況を把握するとともに適切な支援を行います。

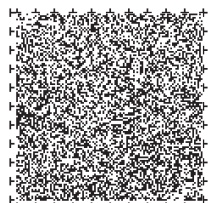


- 自治会、事業所等と連携し、避難行動要支援者に関する情報収集・情報共有等により、避難行動要支援者を把握するとともに、名簿への登録を呼びかけます。
- 障がい者それぞれの特性や状況に応じた個別避難計画の作成支援に努めます。
- 避難所における受入体制の整備、安心して生活できる避難施設の確保、補装具や医療品等の備蓄等、関係機関等との連携強化により、避難生活支援のための体制の構築に努めます。

成果目標の設定

本計画では、国が掲げている基本指針と広島県の考え方にに基づき、成果目標を次のように設定しています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行	
①施設入所者の地域生活への移行	令和4年度末時点の施設入所者数19人に対して、令和8年度末までに1人(5.26%)が地域で暮らすことを目指します。
②施設入所者数の削減	施設入所待機者もいることから、施設入所者数は現状の19人(令和4年度末時点)とします。
(2) 生活支援の充実	
【地域生活支援の充実】 ●令和8年度末までに地域生活支援拠点等の整備について、方針を検討します。 ●令和8年度末までにコーディネーターの配置について、方針を検討します。 ●地域生活支援拠点等の整備が完了した後、年1回以上、地域生活支援拠点等の機能充実のため、運用状況に関する検証を行います。 【強度行動障害を有する人への支援体制の充実】 ●令和8年度末までに、調査等により強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、障害福祉サービス等における適切な支援ができる体制を整備します。	
(3) 施設から一般就労への移行等	
【就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行】 ●令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行目標を7人とします。 ●就労移行支援事業利用者から、令和8年度に5人が一般就労することを目標とします。 ●就労継続支援 A 型事業利用者から、令和8年度に1人が一般就労することを目標とします。 ●就労継続支援 B 型事業利用者から、令和8年度に1人が一般就労することを目標とします。 ●現在、就労移行支援事業所が開設されていないことから、広く情報提供を行い、新規参入を促進します。 【一般就労後の定着支援】 ●令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数の目標を5人とします。 ●現在、就労定着支援事業所が開設されていないことから、広く情報提供を行い、新規参入を促進します。 ●協議会(就労支援部会)等を設置した上での一般就労後の定着支援を令和8年度末までに実施することを目標とします。	
(4) 施設から一般就労への移行等	
【障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築】 ●本計画期間中に、児童発達支援センターの設置について検討していきます。 ●障がい児の地域社会へのインクルージョンを推進する体制を継続していきます。 【重症心身障がい児への支援】 ●重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所による重症心身障がい児への支援を継続します。 【医療的ケア児への支援】 ●医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。	

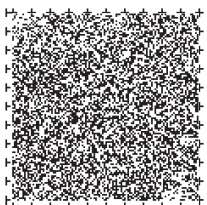


障害福祉サービス等の見込量(活動指標)

障害福祉サービス等の見込量は、利用実績、障がい福祉に関するアンケート調査等を考慮して設定しました。

障害福祉サービス

種類	区分	令和5年度	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス					
居宅介護	利用者数 (人/月)	39	40	41	42
	利用量 (時間/月)	663	680	697	714
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	2	2	2	2
	利用量 (時間/月)	292	300	300	300
同行援護	利用者数 (人/月)	3	4	5	5
	利用量 (時間/月)	20	28	35	35
行動援護	利用者数 (人/月)	3	3	3	4
	利用量 (時間/月)	148	150	150	200
重度障害者等包括支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	1
	利用量 (時間/月)	0	0	0	30
日中活動系サービス					
生活介護	利用者数 (人/月)	45	45	46	47
	利用量 (人日/月)	862	855	874	893
自立訓練(機能訓練)	利用者数 (人/月)	2	2	2	2
	利用量 (人日/月)	16	16	16	16
自立訓練(生活訓練)	利用者数 (人/月)	15	17	17	17
	利用量 (人日/月)	138	153	153	153
就労移行支援	利用者数 (人/月)	7	7	7	7
	利用量 (人日/月)	129	130	130	130
就労継続支援(A 型)	利用者数 (人/月)	17	17	17	17
	利用量 (人日/月)	347	357	357	357
就労継続支援(B 型)	利用者数 (人/月)	54	55	55	56
	利用量 (人日/月)	913	935	935	952
就労定着支援	利用者数 (人/月)	2	3	3	3
就労選択支援	利用者数 (人/月)	—	—	1	1
療養介護	利用者数 (人/月)	6	6	6	6
短期入所(福祉型)	利用者数 (人/月)	12	12	12	12
	利用量 (人日/月)	68	72	72	72
短期入所(医療型)	利用者数 (人/月)	2	2	2	2
	利用量 (人日/月)	13	14	14	14
居住系サービス					
共同生活援助(グループホーム)	利用者数 (人/月)	18	18	18	18
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	0	0	0
施設入所支援	利用者数 (人/月)	19	19	19	19
相談支援					
計画相談支援	利用者数 (人/月)	48	50	52	54
地域移行支援	利用者数 (人/月)	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (人/月)	0	1	1	1



障がい児を対象としたサービス等

種類	区分	令和5年度	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援					
障害児相談支援	利用者数（人/月）	32	34	36	38
障害児通所支援					
児童発達支援	利用者数（人/月）	39	40	40	41
	利用量（人日/月）	400	410	410	420
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	94	96	98	100
	利用量（人日/月）	1,077	1,104	1,127	1,150
保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	3	4	4	4
	利用量（人日/月）	3	4	4	4

子ども・子育て支援施策

種類	区分	令和5年度	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	受入人数 (人)	4	4	4	4
認定こども園	受入人数 (人)	1	1	1	1
放課後児童クラブ	受入人数 (人)	3	3	3	3

発達障がい者等に対する支援

種類	区分	令和5年度	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援プログラム等の受講[保護者]	受講者数 (人)	5	6	6	6
ペアレントメンター	人数 (人)	0	0	0	1
ピアサポートの活動への参加	参加人数 (人)	0	0	0	1

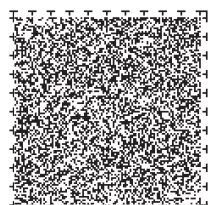
※支援プログラム等は、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	区分	令和5年度	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置					
協議の場の開催	開催回数（回/年）	0	1	1	1
協議の場への関係者の参加	参加者数（人/年）	—	15	15	15
協議の場における目標設定及び評価	実施回数（回/年）	—	1	1	1
精神障がい者の障害福祉サービスの利用者数					
精神障がい者の地域移行支援	利用者（人/月）	0	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助	利用者（人/月）	1	2	2	2
精神障がい者の地域定着支援	利用者（人/月）	0	0	0	1
精神障がい者の自立生活援助	利用者（人/月）	0	0	0	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	利用者（人/月）	12	12	12	12

相談支援体制の充実・強化

種類	区分	令和5年度	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	未実施	—	—	実施



地域生活支援事業等

種類		区分		令和5年度	見込量		
					令和6年度	令和7年度	令和8年度
必須事業							
理解促進研修・啓発事業		—	—	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
	障害者相談支援事業	実施か所	(か所)	2	2	2	2
	基幹相談支援センター	—	—	未実施	—	—	実施
成年後見制度利用支援事業		利用者数	(人/年)	0	1	1	1
意思疎通支援事業							
	手話奉仕員養成研修事業	修了者数	(人/年)	11	11	11	11
	手話通訳者派遣事業	派遣件数	(件/年)	28	28	28	28
	要約筆記者派遣事業	派遣件数	(件/年)	0	2	2	2
	手話通訳者設置事業	—	—	未実施	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業							
	介護訓練支援用具	給付数	(件/年)	0	1	1	1
	自立生活支援用具	給付数	(件/年)	3	4	4	4
	在宅療養等支援用具	給付数	(件/年)	7	7	7	7
	情報・意思疎通支援用具	給付数	(件/年)	4	3	3	3
	排泄管理支援用具	給付数	(件/年)	720	720	755	790
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付数	(件/年)	0	1	1	1
移動支援事業		利用者数	(人/年)	31	33	33	33
		利用量	(時間/月)	434	495	495	495
地域活動支援 センター事業	町内	実施か所数	(か所)	1	1	1	1
		利用者数	(人/年)	7	8	9	10
	町外	実施か所数	(か所)	1	1	1	1
		利用者数	(人/年)	1	1	1	1
任意事業・その他のサービス							
日中一時支援事業		利用者数	(人/年)	0	1	2	2
		利用量	(人日/月)	0	2	4	4
緊急通報システム		利用者数	(人/年)	0	1	1	1
訪問理美容サービス		利用者数	(人/年)	6	6	6	6
自動車運転免許取得・改造費 助成事業		利用件数	(件/年)	0	2	2	2
配食サービス		利用者数	(人/年)	9	10	10	10
訪問入浴サービス		利用者数	(人/年)	0	1	1	1



第7期海田町障がい福祉計画・第3期海田町障がい児福祉計画【概要版】 【令和6(2024)年度～令和8(2026)年度】

■発行年月：令和6(2024)年3月
 ■発行：海田町
 ■編集：海田町福祉保健部社会福祉課

住所 〒736-8601

広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

T E L (082)823-9207 FAX(082)823-9627

U R L <http://www.town.kaita.lg.jp/>

E-mail hukushi@town.kaita.lg.jp

